

国の責任による 35 人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書

長野県では平成 25 年に 30 人規模学級（35 人基準）を中学校 3 年生まで拡大し、小中学校全学年が 35 人学級となりましたが、義務教育標準法の裏付けがないため財政的負担は大きく、必要な専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時の任用教員の配置により対応するなど、課題も多く残されています。

また、長野県では少子化が進む中で、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消していますが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっています。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など多様化する学校現場において、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、行き届いた授業、きめ細やかな対応を可能にするためには少人数学級は欠かせません。

以上のことから、下記事項が実現されますよう強く要請いたします。

記

- 1　国の責任において計画的に 35 人学級を推進するために、義務教育標準法改正を含む教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。
- 2　国の複式学級の学級定員を引き下げるここと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出いたします。

令和 2 年 6 月 19 日

伊那市議会

衆議院議長

參議院議長

内閣總理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣